

電波法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 電波利用料の料額の見直し関係

(第一条及び第二条関係)

1 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこと。

2 その他規定の整備をすること。

二 特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備関係

(第一条関係)

1 総務大臣は、特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を現に当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を開設計針に定めるものとする。

2 総務大臣は、1の期限の満了の日以前に当該特定基地局の開設計針に定めるものが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設計しようとする者が行う費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）に関する事項を開設計針に定めるものとする。

3 特定基地局を開設しようとする者は、終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法を開設計画に記載しなければならないこととする。

4 1の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年を超えない範囲内において総務省令で定めることとする。

5 その他規定の整備をすること。

三 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。